

青少年の健全な育成に関する条例

制定 昭和四十一年四月十五日 条例第四十号
 改正 昭和五十二年十月一日 条例第四十号
 昭和五十四年十月一日 条例第二十四号
 昭和五十八年三月十二日 条例第七号
 昭和五十九年十二月二十五日 条例第三十二号
 昭和六十一年三月三十一日 条例第四号
 昭和六十二年三月二十日 条例第四号
 平成四年三月三十一日 条例第十七号
 平成八年三月三十日 条例第十一号
 平成十一年十一月二十四日 条例第四十四号
 平成十二年九月二十七日 条例第四十三号
 平成十四年三月二十九日 条例第二十四号
 平成十七年三月三十一日 条例第十八号

目次

第一章 総則(第一条 第十一条)
 第二章 青少年の健全な育成に関する施策(第十二条 第十六条)
 第三章 青少年の健全な育成のための環境の整備(第十七条 第四十三条)
 第四章 大分県青少年健全育成審議会(第四十四条)
 第五章 雑則(第四十五条・第四十六条)
 第六章 罰則(第四十七条 第四十九条)

第一章 総則
 (目的)
 第一条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、県民、事業者及び県の責務を明らかにし、並びに県が実施する施策の大綱を定めるとともに、青少年の健全な成長を害するおそれのある行為を防止することにより、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。
 (基本理念)
 第二条 青少年は、良好な環境の中で、社会的に自立した個人として、心身ともに健やかに成長するように配慮されなければならない。
 2 青少年の健全な育成については、家庭、地域、学校、職場等のすべての構成員がそれぞれの役割及び責任を担いつつ、相互に協力しながら取り組まなければならない。
 (定義)
 第三条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 一 青少年 十八歳未満の者(他の法令により成年者と同一の

能力を有する者を除く。)をいう。
 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人、雇用主、児童福祉施設の長、寄宿舎の管理人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
 三 興行 映画、演劇、演芸、見せ物その他これらに類するものをいう。
 四 深夜 午後十一時から翌日の午前四時までをいう。
 五 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、ビデオテープ、録音テープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他これらに類するものをいう。
 六 がん具類等 がん具類、刃物及び器具類をいう。
 七 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。)をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
 (県民の責務)
 第四条 すべて県民は、青少年が健全に育成されるように努め、これを害するおそれのある行為から青少年を保護しなければならない。
 (保護者等の責務)
 第五条 保護者は、青少年を健全に育成することがその義務であることを自覚して、青少年を監護し、及び教育しなければならない。
 2 家庭を構成する者は、互いに協力し、青少年の健全な育成に努めなければならない。
 (地域住民の責務)
 第六条 地域社会において、住民は、互いに協力し、地域社会における活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。
 (学校、職場等の関係者の責務)
 第七条 学校、職場等において青少年の育成に携わる者は、互いに連携し、その職務又は活動を通じて青少年の健全な育成に努めなければならない。
 (事業者の責務)
 第八条 事業者は、県及び市町村が実施する青少年の健全な育成に関する施策に協力するとともに、その事業活動により青少年の健全な成長を阻害しないように努めなければならない。
 (青少年の責務)
 第九条 青少年は、常に社会の構成員としての自覚と責任をもつて行動するとともに、社会的に自立した個人として成長するように努めなければならない。
 (県の責務)
 第十条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関する施策を積極的に推進する責務を有する。

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策の推進に当たっては、国、市町村その他関係機関と連携し、及び協力して取り組むものとする。
 (条例の解釈適用)
 第十一条 この条例は、青少年の保護と健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやくもこれを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようになつてはならない。

第二章 青少年の健全な育成に関する施策

(施策の基本等)

第十二条 県は、行政のすべての分野において、青少年の健全な育成に関し、次に掲げる施策を総合的に調整し、計画的に推進するものとする。
 一 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
 二 青少年育成指導者の養成及び確保
 三 青少年の活動の場としての文化施設、体育施設その他の施設の整備

四 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び青少年の非行の防止
 五 青少年の健全な育成に関する相談の実施
 六 青少年の健全な育成に関する調査研究及び情報の提供

2 県は、青少年の健全な育成に関する施策を推進するに当たり、前項に掲げる施策に係る総合的な基本計画を策定し、これを公表するものとする。
 3 基本計画は、国の行う青少年の健全な育成に関する施策との調和を保つとともに、市町村の行う青少年の健全な育成に関する施策及び関係機関の活動の実態を考慮して策定するものとする。
 (顕彰)
 第十三条 知事は、青少年の健全な育成を図るため、次に掲げるものを顕彰することができる。
 一 青少年又はその団体で、その行動又は活動が他の模範になると認められるもの
 二 青少年を健全に育成するために積極的に活動する個人又は団体で、その功績が特に顕著であると認められるもの
 (優良興行等の推奨)
 第十四条 知事は、興行又は図書等の内容が青少年の健全な育成に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。
 2 知事は、前項の推奨をしようとするときは、あらかじめ大分県青少年健全育成審議会(以下この条において「審議会」という。)の意見を聞かなければならない。
 ただし、緊急を要する場合は、審議会の意見を聞かずに前項の推奨をすることができる。
 3 知事は、前項ただし書の規定により推奨をしたときは、速やかに審議会にその旨を報告しなければならない。

4 知事は、第一項の推奨をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならぬ。

(家庭の日)

第十五条 県民が青少年の健全な育成に関し家庭の果たす役割についての理解を深める日として、毎月第三日曜日を家庭の日とする。

(青少年の日)

第十六条 県民が協力して青少年の健全な育成に関する活動を行う日として、毎月第三金曜日を青少年の日とする。

第三章 青少年の健全な育成のための環境の整備

(深夜外出の制限)

第十七条 保護者は、特別の事情のある場合のほか、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受けず、又は同意を得ないで深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(質受けの制限)

第十八条 質屋営業法(昭和二十五年法律第一五八号)第一条第二項に規定する質屋は、青少年から物品(有価証券を含む。)を質にとつてはならない。ただし、青少年が保護者の委託を受け、若しくは同意を得たと認められる場合又は真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(古物買受け等の制限)

第十九条 古物営業法(昭和二十四年法律第一〇八号)第二条第三項に規定する古物商又は金屋若しくは売買若しくは交換を業とする者は、青少年から物品を買受け、若しくは売却の委託を受け、又は青少年と物品の交換(交換の委託を受けることを含む。)をしてはならない。この場合において、前条ただし書の規定を準用する。

(有害興行の指定及び観覧の制限)

第二十条 何人も、興行でその内容が次の各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

- 一 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 二 著しく青少年に粗暴性又は残虐性を植え付け、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 三 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、その健全な育成を害するおそれがあるもの
- 2 知事は、興行の内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その興行の内容の全部又は一部を有害興行に指定することができる。
- 3 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の指定について

準用する。

4 興行場経営者又は興行を主催する者は、第二項の規定により指定された有害興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に、指定があつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を、その興行を行う期間掲示し、その興行を青少年に見せ、又は聞かせてはならない。

(有害図書等の指定及び販売等の制限)

第二十一条 何人も、図書等又は電気通信を利用して得た画像若しくは音声でその内容が前条第一項各号のいずれかに該当するものを青少年に見せ、聞かせ、若しくは読ませ、又は販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付けないように努めなければならない。

2 知事は、図書等の内容が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その図書等を青少年に有害な図書等として指定することができる。

3 第十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定について準用する。

4 前条第一項第一号の規定に該当する図書等(第二項の規定により指定された図書等を除く。)で、次に掲げるものは、青少年に有害な図書等とする。

- 一 書籍、雑誌その他の刊行物であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する行為を被写体とした写真又は描写した場面で規則で定めるものを掲載する紙面(表紙を含む。)のページ数が合わせて三十ページ以上のもの又は当該刊行物の総ページ数の三分の一以上を占めるもの
- 二 ビデオテープ、コンパクトディスク、ビデオディスク、フロッピーディスクその他これらに類するものであつて、全裸半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が連続して三分を超えるもの若しくは合わせて十分を超えるもの又は当該場面の数が総場面数の三分の一以上を占めるもの
- 5 図書等の販売又は貸付けを業とする者(以下「図書等販売業者等」という。)は、第二項の規定により指定された図書等又は前項の規定に該当する図書等(以下「有害図書等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 6 図書等販売業者等は、有害図書等を陳列するときは、当該有害図書等を他の図書等(次条第二項の表示図書等を除く。)と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をしなければならない。
- 7 知事は、前項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを勧告することができる。

8 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(表示図書等に係る努力義務)

第二十一条の二 図書等の発行を業とする者は、その発行する図書等の内容について、図書等の発行、販売若しくは貸付けを業とする者により構成する団体が倫理規程等により自主規制を行うもの又は自ら(第二十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等に、青少年に見せ、聞かせ又は読ませることが適当でない旨の表示をするように努めなければならない)。

2 図書等販売業者等は、前項に規定する表示をした図書等(有害図書等を除く。以下「表示図書等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けないように努めなければならない。

3 図書等販売業者等は、表示図書等を陳列するときは、当該表示図書等を他の図書等(有害図書等を除く。)と区分し、屋内の容易に監視できる一定の場所に置き、青少年の購入又は借受けを禁ずる旨の掲示をするように努めなければならない。

(インターネット利用環境の整備)

第二十二条 家庭を構成する者及び学校、職場等において青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たつては、当該利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が第二十条第一項各号のいずれかに該当すると認められるもの(以下「有害情報」という。)を閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たつては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの活用その他の適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成十三年法律第一三三号)第二条第一項第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その事業活動を行うに当たつては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、フィルタリングに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

(有害がん具類等の指定及び販売等の制限)

第二十三条 何人も、がん具類等で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。
刃物及び器具類（以下「がん具類等」という。）で次の各号のいずれかに該当するものを青少年に所持させないように努めなければならない。

- 一 人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあり、青少年の健全な育成を害するおそれがあるもの
- 二 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を害するおそれがあるもの

知事は、がん具類等が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、青少年に有害ながん具類等として指定することができる。
第三十四条第二項から第四項までの規定は、前項の規定について準用する。

第一項各号のいずれかに該当するがん具類等第一項の規定により指定されたがん具類等を除く。で、次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類等とする。

- 一 圧縮空気、圧縮ガス、圧縮バネその他のものの反動力を利用し、弾丸、矢その他これらに類するものを発射させるがん具類で規則で定める機能を有するもの
- 二 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具類等で規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第二項の規定により指定されたがん具類等又は前項の規定に該当するがん具類等（以下「有害ながん具類等」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けはならない。

（自動販売機等による有害図書等及び有害がん具類等の販売の制限等）

第二十四条 自動販売機等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者及びこの者から図書等又はがん具類等を自動販売機等に収納することの委託を受けた者（以下「自動販売機等業者」という。）は、有害図書等又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

自動販売機等業者は、自動販売機等に収納されている図書等又はがん具類等について第二十一条第二項又は前条第二項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又は当該がん具類等を撤去しなければならない。

前二項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機等が設置されている場合は、適用しない。
知事は、第一項の規定に違反した者又は第二項の規定に違反している者に対し、第二十一条第二項又は前条第二項の規定により指定された有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。

（図書等及びがん具類等の自動販売機等への収納の制限）
第二十五条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二

〇メートルの区域内においては、第二十条第一項各号のいずれかに該当する図書等又は第二十三条第一項各号のいずれかに該当するがん具類等を自動販売機等に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所については、この限りでない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）
- 二 図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第一条第一項に規定する図書館
- 三 児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条に規定する児童福祉施設
- 四 社会教育法（昭和二十四年法律第二〇七号）第二十条に規定する公民館
- 五 博物館法（昭和二十六年法律第二八五号）第二条に規定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの

（自動販売機等の設置の届出等）
第二十六条 自動販売機等により図書等又はがん具類等を販売し、又は貸し付けることを業とする者は、図書等又はがん具類等（第二十三条第一項第二号に該当するものに限る。次項において同じ。）を収納する自動販売機等を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、自動販売機等を設置する日の十五日前までに、自動販売機等ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機等を管理する者の住所、氏名及び電話番号
- 三 自動販売機等の設置場所
- 四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める事項

前項第二号の自動販売機等を管理する者は、当該自動販売機等の所在する市町村に住所を有し、常に連絡をとることができる者で、当該自動販売機等に収納している図書等又はがん具類等について第二十一条第二項又は第二十三条第二項の規定による指定があつたときは、直ちに当該図書等又はがん具類等を撤去することができなければならない。

第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、規則で定めるところにより、十五日以内にその旨を知事に届け出なければならない。

第一項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機等の表面の見やすい箇所に、同項第一号及び第二号に規定する事項を表示しなければならない。

（有害広告物の掲示の制限）
第二十七条 何人も、屋外広告物法（昭和二十四年法律第一八九号）第二条に規定する屋外広告物又は屋内に掲示する広告物（以下「広告物」という。）でその内容が第二十条第一項各号のいずれかに該当するものを掲示しないように努めなければならない。

知事は、広告物の内容が第二十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物の広告主又は管理者に当該広告物の除去又は内容の変更を命ずることができる。
第三十四条第二項及び第三項の規定は、前項の命令について準用する。

（宣伝文書等の掲示及び配置の制限）
第二十八条 何人も、青少年の性的感情を刺激し、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められる内容で定めるものを記載した文書、図画、その他の物品で広告又は宣伝の用に供されるもの（以下「宣伝文書等」という。）を電話ボックスその他の規則で定める場所に掲示し、又は配置してはならない。

知事は、前項に規定する宣伝文書等に係る営業を営む者又はその者から委託を受けた者が、同項の規定に違反して宣伝文書等を掲示し、又は配置している場合は、当該宣伝文書等に係る営業を営む者に対し、当該宣伝文書等の除去その他の必要な措置を命ずることができる。

（青少年に対する利用カード等の販売等の禁止）
第二十九条 何人も、青少年に対し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二十二号。以下「風適法」という。）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業及び同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「ツーショットダイヤル等営業」という。）に関して提供する役務を利用するために必要な情報（電話番号、暗証番号、会員番号その他の記号をいう。以下「利用情報」という。）若しくは利用情報を表示した文書その他の物品（以下「利用カード」という。）を販売し、頒布し、交換し、贈与し、若しくは貸し付け、又は利用情報を教示してはならない。

（自動販売機への利用カードの収納の制限）
第三十条 利用カードの販売を業とする者は、利用カードを自動販売機に収納してはならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に自動販売機が設置されている場合は、この限りでない。

（利用カードの自動販売機の設置の届出等）
第三十一条 前条ただし書に規定する場合において、自動販売機により利用カードを販売しようとする者は、公安委員会規則で定めるところにより、自動販売機を設置する日の十五日前までに、自動販売機ごとに、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及

ひ電話番号

- 一 自動販売機を管理する者の住所、氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- 二 自動販売機の設置場所

- 四 前三号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項
- 2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があつたとき、又はその届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、公安委員会規則で定めるところにより、十五日以内にその旨を公安委員会に届け出なければならぬ。

- 3 第一項の規定による届出をした者は、その使用する自動販売機の表面の見やすい箇所に、同項第一号及び第二号に規定する事項並びに青少年の利用カードの購入を禁ずる旨を表示しなければならぬ。

（ツーショットダイヤル等営業及び利用カードの販売に係る広告物等の制限）

- 第三十二条 何人も、風適法第三十一条の十三第一項及び風適法第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項に規定する広告制限区域等（以下、「広告制限区域等」という。）において、ツーショットダイヤル等営業又は利用カードを販売するため自動販売機の設置場所に係る広告物を表示してはならない。ただし、風適法第三十一条の十二第一項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の外周又は内部に広告物を表示する場合には、この限りでない。
- 2 何人も、広告制限区域等において、ツーショットダイヤル等営業に係る名称、所在地若しくは電話番号又は利用カードを販売するための自動販売機の設置場所を記載した宣伝文書等を頒布し、又は人の住居に配り、若しくは差し入れてはならない。ただし、風適法第三十一条の十二第一項に規定する届出書を提出した者の当該届出書に係る営業所の内部において宣伝文書等を頒布する場合には、この限りでない。

- 3 前二項の規定は、風適法第三十一条の十三第一項又は風適法第三十一条の十八第一項において準用する風適法第二十八条第五項の規定が適用される場合については、適用しない。

（警察職員の中止命令等）

- 第三十二条 警察官及び少年補導職員（以下、「警察職員」という。）は前条第一項又は第二項の規定に違反する行為を現に行つてゐる者に対し、その行為を中止することを命じ、又は当該行為が中止されることを確保するために必要な事項を命ずることができらる。

（公安委員会の除却命令等）

- 第三十四条 公安委員会は、第三十二条第一項又は第二項の規定に違反する行為を行つた者（その者がツーショットダイヤル等営業を営む者又は利用カードの販売を業とする者）以下この条において「営業者」という。）の代理人、使用人その他の従業者であつて、その営業者の業務に関し当該違反行為を行つたときは、その営業者を含む。）に対し、当該違反行為に係る広告物の除却、宣伝文書等の配布の禁止その他必要な事項を命ずることができる。

（青少年のツーショットダイヤル等営業の利用の禁止）
第三十五条 何人も、青少年にツーショットダイヤル等営業を営む場所に立ち入らせ、ツーショットダイヤル等営業に係る電話番号に電話をかけさせ、又は宣伝文書等を受け取らせまいよう努めなければならぬ。

（深夜遊技場等への立入りの禁止）
第三十六条 興行を主催する者又は客に遊技を行わせる営業で規則で定めるもの（以下、「遊技業等」という。）を営む者（以下、「遊技業者等」という。）は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に青少年を立ち入らせはならない。

2 遊技業者等は、深夜に興行を主催し、又は遊技業等を営むときは、当該興行又は遊技業等の場所に立ち入らうとする者の見やすい箇所に、青少年の深夜における立入りを禁ずる旨を掲示しなければならぬ。

（いん行又はわいせつ行為の禁止）
第三十七条 何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、見せ、又は聞かせてはならない。

（有害行為のための場所の提供等の禁止）
第三十八条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行つたことを知つて、場所を提供し、又は周旋してはならない。

- 一 いん行若しくはわいせつ行為又はこれらの行為を教え、見せ、若しくは聞かせる行為
- 二 とばく又は暴行
- 三 飲酒又は喫煙
- 四 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の不正な使用
- 五 向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第六号に掲げる向精神薬をいう。）の不健全な使用

六 トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料の不健全な使用

（非行助長行為の禁止）
第三十九条 何人も、青少年に対し、前条各号に規定する行為又は道路交通法（昭和三十五年法律第一〇五号）第八条、第十七条、第二十条、第二十五条の二第六十八条若しくは第七十六条第四項の規定に違反する行為を行つたこと指示し、若しくは勧誘し、又はこれらの行為を行わせる目的をもつて金品その他の財産上の利益若しくは便宜を供与してはならない。

2 何人も、青少年を構成員の全部又は一部とする前項に規定する行為を行つたことを目的とする集団を結成し、指導し、若しくは援助し、又は青少年に対し、これらの行為を行つたことを目的とする集団に加入することを強要し、若しくは勧誘し、若しくはこれらの行為を行つたことを目的とする集団から脱退することを妨害してはならない。

（入れ墨を施す行為等の禁止）
第四十条 何人も、青少年に対し、入れ墨を施し、受けさせ、又はその周旋をしてはならない。

（家出等の疑いがある青少年の保護）
第四十一条 何人も、保護者に同伴されず、かつ、その挙動その他周囲の事情から、明らかに家出した疑いがあり、又は自殺するおそれ若しくは何らかの犯罪の被害者となるおそれがあると認められる青少年を発見したときは、速やかに福祉事務所、児童相談所又は警察署（以下、「福祉事務所等」という。）に通知するように努めなければならぬ。

2 人を雇用しようとする者又は旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条に規定する旅館業を営む者は、前項の青少年が雇用されることを申し込み、又は客として宿泊したときは、速やかにその旨を福祉事務所等に届け出なければならぬ。

（催眠剤の販売等の制限）
第四十二条 何人も、正当な理由がないのに青少年に催眠剤を販売し、又は授与してはならない。

2 何人も、青少年が正当な理由がないのに催眠剤を使用しようとしているのを知つたときは、これをやめさせるように努めなければならぬ。

3 何人も、青少年が催眠剤を使用したことにより保護を要すると認められる状態になっているのを知つたときは、速やかにその旨を福祉事務所等に届け出なければならぬ。

（酒類、たばこ販売に係る環境の整備）
第四十三条 酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。）又はたばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこをいう。）の販売を業とする者は、その事業活動に関し、青少年が酒類及びたばこを手でできない環境の整備に自ら努めるとともに、県が実施する青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する施策に協力するものとする。

2 酒類又はたばこの自動販売機を設置し、又は管理する者（次項において「設置者等」という。）は、青少年による自動販売機の利用を防止するため、自動販売機を屋内その他適正な管理が行える場所に設置するように努めなければならぬ。

3 設置者等は、屋外に設置する自動販売機による販売を午前五時から午後十一時までとするように努めるものとする。

第四章 大分県青少年健全育成審議会

(大分県青少年健全育成審議会)

第四十四条 次に掲げる事務を行うため、大分県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

一 第十四条の規定による優良興行等の推奨、第二十条の規定による有害な興行の指定、第二十一条の規定による有害な図書等の指定及び第二十三条の規定による有害ながん具類等の指定について意見を述べること。

二 その他青少年の健全な育成に関する重要な事項を調査審議すること。

2 審議会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する委員二十人以内をもつて組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に、第一項に規定する事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

第五章 雑則

(立入り、調査等)

第四十五条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のため必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。

2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入り、調査等は、必要最少限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。

(施行規則)

第四十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十七条 第三十七条第一項の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処する。

2 第三十七条第二項又は第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十一条第八項、第二十四条第四項、第二十七条第二項

又は第二十八条第二項の規定による知事の命令に違反した者

二 第三十三条の規定による警察職員の命令に違反した者

三 第三十四条の規定による公安委員会の命令に違反した者

四 第三十八条の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十条第四項の規定に違反して有害興行を青少年に見せ、又は聞かせた者

二 第二十一条第五項、第二十四条第一項若しくは第二項、第二十八条第一項、第二十九条、第三十条又は第三十六条第一項の規定に違反した者

三 第二十三条第五項の規定に違反して同条第一項第一号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者

四 第二十六条第一項又は第三十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十七条第二項、第十八条、第十九条又は第三十九条第一項の規定に違反した者

二 第二十条第四項の規定による掲示をしなかつた者

三 第二十三条第五項の規定に違反して同条第一項第二号に該当する有害がん具類等を青少年に販売し、又は貸し付けた者

四 第四十五条第一項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定により資料の提出を求められた場合に、正当な理由がなくてこれに 응ぜず、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をなした者

6 第十七条第二項、第十八条、第十九条、第二十条第四項、第二十一条第五項、第二十三条第五項、第二十九条、第三十六条第一項、第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、第一項、第二項、第三項、第四項、第四項第一号、第二号(第二十四条第一項若しくは第一項又は第三十条の規定に係る部分を除く。)若しくは第三号又は第五項第一号若しくは第三号の規定による処罰を免れることができる。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(西罰規定)

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の規定に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金を科する。

(青少年に対する免責)

第四十九条 この条例の違反行為をした者が青少年であるときは、この条例の罰則は、当該青少年に対しては適用しない。

附則
この条例は、平成二十年七月一日から施行する。